

令和2年2月20日区議会災害等対策会議決定  
令和2年2月26日区議会災害等対策会議改正  
令和2年3月3日区議会災害等対策会議改正  
令和2年3月13日区議会災害等対策会議改正  
令和2年4月3日区議会災害等対策会議改正  
令和2年4月8日区議会災害等対策会議改正  
令和2年4月20日区議会災害等対策会議改正  
令和2年4月23日区議会災害等対策会議改正  
令和2年6月16日区議会災害等対策会議改正  
令和2年7月1日区議会災害等対策会議改正  
令和2年7月2日区議会災害等対策会議改正  
令和2年9月18日区議会災害等対策会議改正  
令和3年2月4日区議会災害等対策会議改正  
令和3年9月30日区議会災害等対策会議改正  
令和3年10月25日区議会災害等対策会議改正  
令和4年2月2日区議会災害等対策会議改正  
令和4年4月5日区議会災害等対策会議改正  
令和5年1月26日区議会災害等対策会議改正  
令和5年2月22日区議会災害等対策会議改正  
(改正後の方針は令和5年3月13日から適用)  
令和5年5月31日区議会災害等対策会議改正

## 新型コロナウイルス感染症に係る議会としての対応方針

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の5類感染症に位置付けられ、感染対策については政府が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人・事業者の選択を尊重し、その自主的な判断により対策に取り組むものとされた。

今後は、地方公共団体の重要意思決定を担う機関としての議会の機能を損なわないよう、感染抑制対策を議会自らの判断で講じることが求められている。

そこで、本区議会においては、引き続き、区議会BCPに基づき、区議会災害等対策会議（以下「対策会議」という。）において情報共有を確実に行うとともに、下記のとおり対応を図ることとする。

なお、感染状況等の変化に応じ随時対応の変更を行う。

### 記

#### 1 議会運営に係る対応について

- (1) 本会議場（傍聴席含む。）及び委員会室の出入口に消毒液を設置するとともに、室内の換気、ドアノブ等の消毒を定期的実施する。
- (2) 感染者数の動向を踏まえ、国や東京都から行動自粛要請等が発出された場合には、議員・説明員（登壇者を含む。）は、本会議及び委員会出席などに当たっては、その要請等の内容に応じて適切に行動すること。
- (3) ホームページ、メールマガジン並びに本会議場傍聴席及び委員会室、事務局出入口の掲示等により、傍聴者に対し手洗い、手指消毒などの基本的な感染対策を奨励する。

また、感染が大きく拡大している場合や傍聴者に咳等の症状がみられるときは、マスクの着用を求めるものとする。

## 2 行政視察及び行事の実施について

感染者数の動向を踏まえ、国や東京都から行動自粛要請等が発出された場合において、要請等の内容に人の移動の制限等が含まれる場合は、当該要請等の適用期間中における行政視察及び区議会が行う行事については、原則として延期又は中止とする。

その他行事等の実施については、発出された要請等の内容に応じて慎重に判断するものとする。

## 3 議員活動等について

(1) 手洗い、手指消毒等の基本的な感染予防対策を行うこと。

(2) 議会棟を訪問する関係者に対して、手洗い、手指消毒等の基本的な感染予防対策の実施を奨励する。

なお、感染が大きく拡大している場合や訪問する関係者に咳等の症状がみられるときはマスクの着用を求めるものとする。

(3) 区に対する要請及び感染症に係る情報の収集等については、議員が個人として行うのではなく議会として集約し、その状況と必要性を見極めた上で行うこととする。

(4) 議員本人が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、速やかに区議会事務局を通じ議長に報告を行い、医療機関等の指示に従って行動するとともに区職員に適用される基準に準じて自宅待機をすること。

また、感染リスクがなくなるまでの間は不織布マスク着用等の感染対策を行うこと（同居者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合も同様とする。）。

(5) 感染者数の動向を踏まえ、国や東京都から行動自粛要請等が発出された場合には、要請等の内容に応じて適切に行動すること。

(6) 対策会議において配付した資料は、SNS等に掲載しない。

(7) 委員会室（第一委員会室を除く。）については、議会運営に支障のない範囲で会議室に準じた使用を認める。

以 上